



法人化に向けての骨子案

法人化を進めるにあたっての前提事項

機構将来構想委員会 委員長 星 茂行

1 士会法人化の背景と経緯

背景と経緯

「一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構」と、
いう法人の中に士会が位置づけられているが、士会及
び各支部の活動の充実とともに、資格を認定する組織
と職能を拡充する組織が同一の組織であることに士会
より問題提起がされ、法人としても認識した。

2020年 11月の臨時支部長会議によって士会の法人化について議論され、法人化の方向性が示された。

2021年 6月より法人化検討委員会を設置し検討した結果、資産譲渡の件などで一致点が見いだせず、本年度は士会法人化は見送りということとなった。

2 法人化の今後の課題について

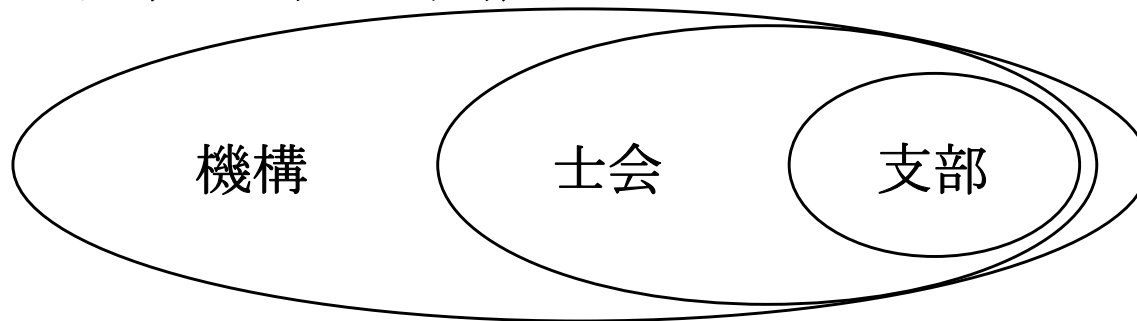
- 公認心理師の国家資格との関係
- 学会連合資格の臨床発達心理士から民間の臨床発達心理士資格としての位置づけ変更
- 各支部と士会の関係について



機構研修委員会の設置、機構将来構想委員会の設置

3 法人化のポイント

・一法人一会計の原則 ・ 支部会計、士会会計、機構会計と入れ子の状況になっている。（士会及び支部の通帳もすべて代表理事印で作成されており税金なども代表理事名で届け出）



法人化するとどうなるのか？

- ・法人ごとに自由な活動ができる・・・法人で会費などを徴収、自立的な運営が可能となる。（活動方針、地域に応じた職能対応、契約・委託など法人として可など）
- ・社会的には、法人であるという認識で、評価を受けます。

法人化のメリット

登記申請のみで設立ができる

小規模であっても設立できる

設立コストが安い

事業内容に制約がない

収益事業以外は非課税になる

権利義務の主体となれる

任意団体よりも社会的信用力がある

公益性があると思われる

基金や寄付金を集めやすい

入会資格を限定することができる

行政への報告義務がない

法人化のデメリット

利益が出ても分配できない

面倒な書類作成が増える

非営利型でなければ株式会社と変わらない

役員の登記手続きがある

上場することはできない

4 法人化の考え方

- ・ 士会のみならず支部においても法人化していくことがより活発な活動を保障していくことができる。支部同士の連合、分割も可
- ・ 現会員は機構の内部組織の士会・支部に帰属している。新法人に加入する場合、職能団体と位置付けられ、自己判断によるもので強制加入ではない。複数法人加入も可能とする。

-
- ・新法人は複数加入が可能であるが、原則在住・在勤、または、法人ごとの定款に賛同し、会費を納めた所とする。（在宅勤務や年度途中での引っ越しなどライフスタイルの変化がある）
 - ・機構は資格の認定、更新、ポイントの付与、研修の質の向上を主たる活動と位置付ける。5年に1回の資格更新料を会費とみなす。

5 法人化手続き

3月末 会員向け法人化アナウンス

将来構想委員会で実施案を作成 臨時理事会決議

4月～7月 士会・各支部（支部総会）法人化検討

法人化申し込み、会員向け説明、パブリックコメント

6月 社員総会 法人化決定（士会・支部）

7月 法人化設立準備

6 当面の課題

<費用>

法人設立準備金・・・機構予算より貸付、法人設立後5年返還
(定款作成料、法人登記費用など設立にかかわる費用)

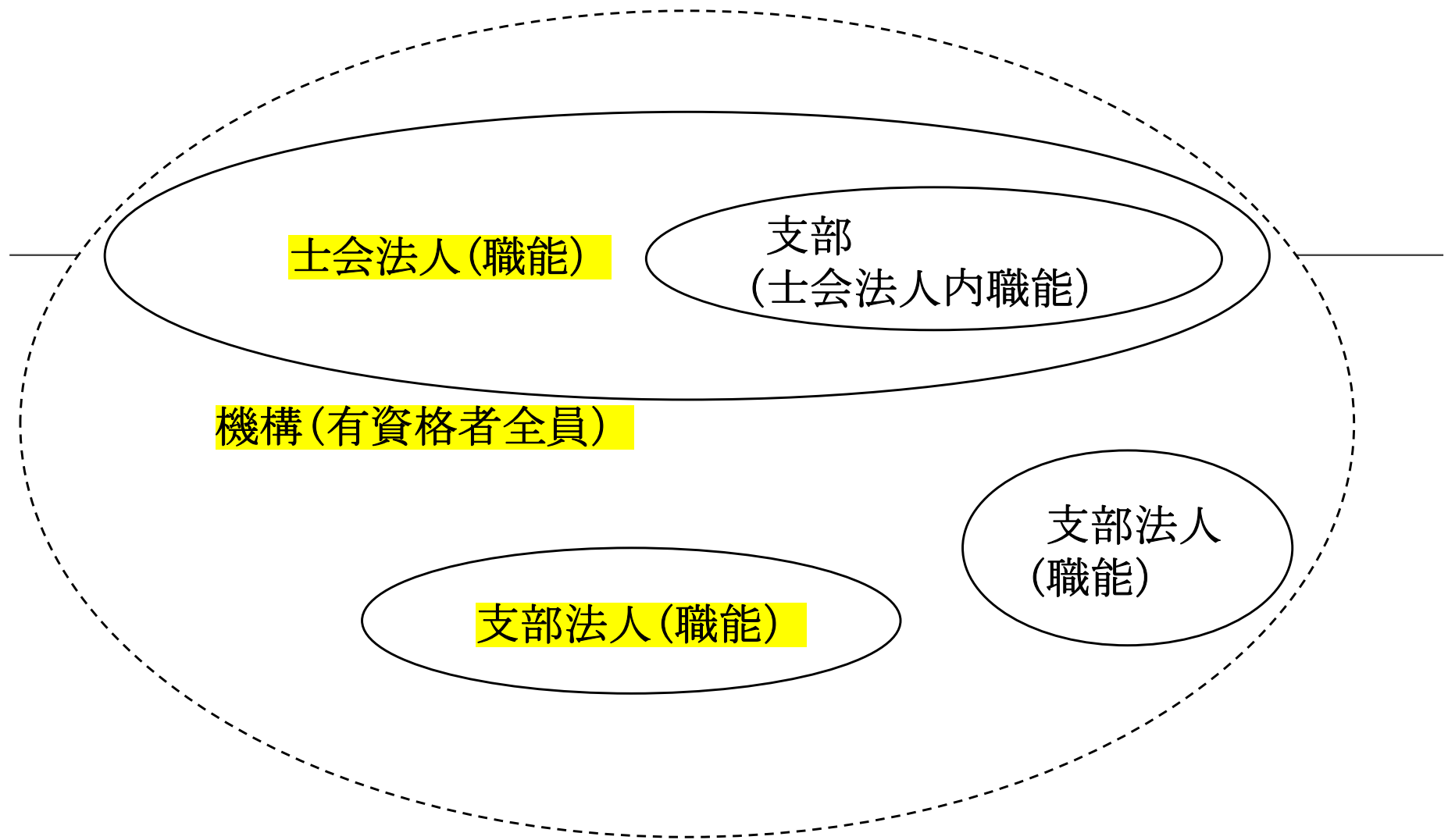
法人運営資金・・・法人設立後の運営資金。士会安定化基金を
当てる。会員人数比率による。寄付という形をとる

会員の帰属

職能団体の法人化は、会員の自由意思で会員となる。当面、法人化の過程においては、以下のような入会パターンが存在する。

①職能団体に入る会員（士会法人に所属する会員。支部法人に所属する会員。士会・支部両方に所属する会員。複数の支部に属する会員。）

②職能団体に入らない会員（士会・支部にも所属しない会員）



モデル法人化案 1 支部法人化の場合

設立時社員 2 名以上が集まって法人化を決定（理事会無し）

定款作成

公証人役場で定款の認証を受ける

設立書類の作成

主たる事務所の所在地を管轄する法務局で設立登記の申請

登記完了後、登記事項証明書や印鑑証明書を取得する

各役所（税務署や年金事務所）へ法定の届出を行う

モデル法人化案 2 士会法人化の場合

設立発起人で法人化を決定、理事会を組織(社員兼務可能)

定款作成

公証人役場で定款の認証を受ける

設立書類の作成

主たる事務所の所在地を管轄する法務局で設立登記の申請

登記完了後、登記事項証明書や印鑑証明書を取得する

各役所(税務署や年金事務所)へ法定の届出を行う

7 機構の支援

①事務関係・・・法人化するまで現状通り、会員向け資料の送付、個人情報管理等、法人化後は、各法人で行う。

②資金関係・・・士会・支部会計入処理、講師謝金手続き等、通帳管理など法人化までは現状通り、法人化後は、各法人で口座開設、管理を行う。

③研修、資格更新関係・・・研修及び資格更新報告を機構へ行う、申請ポイント付与は機構が行う。法人化後も同様

*法人化後の相談など機構で随時受ける。専門士紹介など

8 長期計画(スケジュール)

